

公益社団法人新潟県建築士会 地域づくり協働支援事業 実施要綱

1 目的

地域づくりの主体は地域住民である。自らの地域を住民自らが考え創ることで、住んでいる人みんなの居場所ができ、みんなの笑顔あふれる地域に育つと考える。

その地域に住む建築士は、一住民として地域づくりに参画する中で職能を活かすことができた時、建築士としての誇りを感じると考える。

地域づくり協働支援事業は、建築士会会員が住民の一人として参画する地域住民主体のまちづくりを、建築士会として支援することを目的とする。

2 支援の内容

(1) 財政支援

- 1) 申請時点で本会に継続して3年以上会員である者が2名以上いる団体に対して、活動立ち上げの3年間を対象に、本会の財政状況を勘案し可能な限りの助成を行う。
- 2) 活動助成は1カ年単位で行う。

(2) その他の支援

建築士会による情報発信、各種相談、助言等、地域づくり活動を進める上での多角的な支援を行う。

3 助成団体の選考

- (1) 毎年3月末までに上記2-(1)-1)の助成を希望する団体を募集する。
- (2) 応募が有った団体の中から上記1)目的に合致する団体を、予算の範囲内でまちづくり委員会が選考する。
- (3) 募集、選考に当たっては、以下に示す事項を踏まえた選考基準を明記した募集要項を2月末日までに公表する。
 - ①個人的活動ではなく地域社会に寄与する活動であること
 - ②建築士としての職能を生かした活動であること
 - ③営利を目的とした活動でないこと
 - ④応募団体が、提案する活動を実施することが可能な団体でありかつ少なくとも活動予定期間内存続できる団体であること
 - ⑤公益性が高く、地域の将来に寄与し、建築士の社会的評価を高める活動であること
- (4) 選考の結果は、遅くとも4月末日までに応募団体に通知する。

4 活動結果の報告

上記3-(2)で選考され助成を受けた団体は、選考された翌年の3月末日までに、活動結果の報告を完了報告書（様式5）で新潟県建築士会会長に行うものとする。